

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号

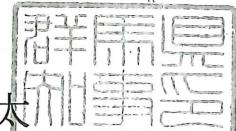
氏 名 早来工営株式会社

代表取締役 小松稔明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

許可の年月日 令和 5年 4月 1日

許可の有効期限 令和12年 3月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

- ①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、⑤特) 廃PCB等、⑥特) PCB汚染物、⑦特) 廃水銀等、⑧特) 汚泥、⑨特) 廃油、⑩特) 廃酸、⑪特) 廃アルカリ、⑫特) ばいじん (以上12種類)

※⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成13年	5月 7日	新規許可
平成18年	5月 7日	更新許可
平成22年	9月29日	変更許可
平成23年	5月 7日	更新許可
平成25年	6月27日	変更許可
平成27年	4月20日	変更許可
平成28年	4月 1日	変更許可
平成28年	4月 1日	更新許可
令和 5年	4月 1日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「－」は扱うことができないもの。

有害物質	廃棄物名	特) 燃え殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍さい	特) ばいじん	特) 13号廃棄物
アルキル水銀化合物			－		－	－	－	－	－
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)			－		－	－	－	－	－
水銀又はその化合物			◎		○	○	－	○	－
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)			－		－	－	－	－	－
カドミウム又はその化合物		－	◎		○	○	－	○	－
鉛又はその化合物		－	○		◎	○	－	○	－
有機燐化合物			○		○	○			
六価クロム化合物		－	○		○	○	－	○	－
砒素又はその化合物		－	○		○	○	－	○	－
シアン化合物			○		○	○			
PCB			－		－	－			
トリクロロエレン			○	○	○	○			
テトラクロロエレン			○	○	○	○			
ジクロロメタン			○	○	○	○			
四塩化炭素			○	◎	○	○			
1,2-ジクロロエタン			○	○	○	○			
1,1-ジクロロエレン			○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエレン			○	○	◎	○			
1,1,1-トリクロロエタン			○	○	○	◎			
1,1,2-トリクロロエタン			○	○	◎	○			
1,3-ジクロロプロペン			○	○	○	○			
チウラム			○		○	○			
シマジン			○		○	◎			
チオベンカルブ			○		○	○			
ベンゼン			○	○	○	○			
セレン又はその化合物		－	○		○	○	－	○	－
1,4-ジチオサン			○	○	○	○		－	
ダイキシン類		－	－		－	－		－	－

